



インドネシアにおける商標制度・運用に関する 実態調査

西村あさひ法律事務所
弁護士・情報処理安全確保支援士 村田 知信
弁理士 厚木 薫



村田 知信

Tomonobu Murata

080-9042-4822
to.murata@nishimura.com

- 2010年 弁護士登録(第二東京弁護士会)
西村あさひ法律事務所入所
- 2018年 UCLAロースクール卒業(LL.M.)
- 2018年 ロンドンのBristows LLPに出向
- 2019年 情報処理安全確保支援士
(登録セキュリティスペシャリスト)登録
- 2019年 ホーチミン事務所勤務
- 2020年 ニューヨーク州弁護士登録
- 2021年 バンコク事務所勤務

知的財産・ITに関する取引・紛争を得意分野とし、サイバーセキュリティ・データ保護に関する案件の経験も多い(CIPP/A)。ベトナム及びタイに駐在した経験があり、東南アジア地域の知的財産・IT関連案件を多く取り扱っている。

主な書籍

- 『タイのビジネス法務』(共著、有斐閣、2021年)
- 『ミャンマーのビジネス法務』(共著、有斐閣、2020年)
- 『ベトナムのビジネス法務[第2版]』(共著、有斐閣、2020年)
- 『2020年 個人情報保護法改正と実務対応』(共著、商事法務、2020年)
- 『個人情報保護法制大全』(共著、商事法務、2020年)



厚木 薫

Kaoru Atsuki

03-6250-6772

k.atsuki@nishimura.com

国内・海外の商標関連業務(調査・出願・中間処理・登録関連手続き及び紛争・権利行使、交渉、その他相談対応等)を幅広く取り扱っている。

2019年から商標協会の国際活動委員会に従事。

- 2014年 NECソリューションイノベータ勤務
- 2017年 弁理士登録
飯島国際商標特許事務所勤務
三好内外国特許事務所勤務
- 2019年 西村あさひ法律事務所勤務
- 2020年 特定侵害訴訟代理業務付記
- 2021年 株式会社バンダイナムコエンターテインメント勤務

1 調査の目的および概要

- インドネシアは、ASEAN諸国の中で最も人口が多く、また、ASEANの国内総生産(GDP)の約30%を占める国であり、日本企業にとってとりわけ潜在性の高い市場である。
- 商標権は、日本企業がインドネシアに事業展開する際に最初に出願を検討すべき知的財産権である。日本に比べて一般的に知的財産権の登録および権利行使が少ないインドネシアにおいても、商標は多数登録されており、実際に権利行使されることも珍しくない。
- 本調査では、インドネシアにおける商標制度および運用の実態に関する基礎的情報を得ることを目的として、商標関連法令に加え、知財総局主催セミナー、知財総局関係者や問い合わせ窓口担当者からの情報など、知財総局の刊行物および関係者から得られた情報を基に調査を行った。

2 出願統計



出所: “Isu-Isu Terkini Pemeriksaan Substantif Merek”に関する知的財産コンサルタント協会(Intellectual Property Consultant Association)主催フォーラムのグループディスカッションにおける商標局主任審査官Agung Indriyanto氏提供資料

3 インドネシアの商標制度の基礎

主義	先願主義、審査主義、登録主義
存続期間	出願日から10年
多区分制度	あり
早期審査	なし
ディスクレーム制度	商標法上は規定なし ※実務上の留意点あり
コンセント制度	商標法上は規定なし ※実務上の留意点あり
マドプロ加盟	加盟国
異議申立	付与前異議(公告期間2か月)

4 商標の保護対象

商標法において、商標とは、「商品役務取引において、個人または法人によって生産された商品・役務を区別するため、図面、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色の組合せ、平面や立体の形状、音声、ホログラム、またはこれらの要素の二つ以上の組合せを含むもので、図形的に表示される標章」と定義されている(商標法1条1項)。

伝統的な商標に加え、以下の非伝統的商標も保護対象として認められている。

- 立体商標
- ホログラム商標
- 音声商標

■ 立体商標

一般的な形状の立体商標については、識別可能な二次元の要素(例えば、単語または図形の要素)が形状に含まれているものであれば、登録することができる。以下は、インドネシアの商標局に登録されている識別可能な単語要素を持つ一般的な形状の立体商標の例である。

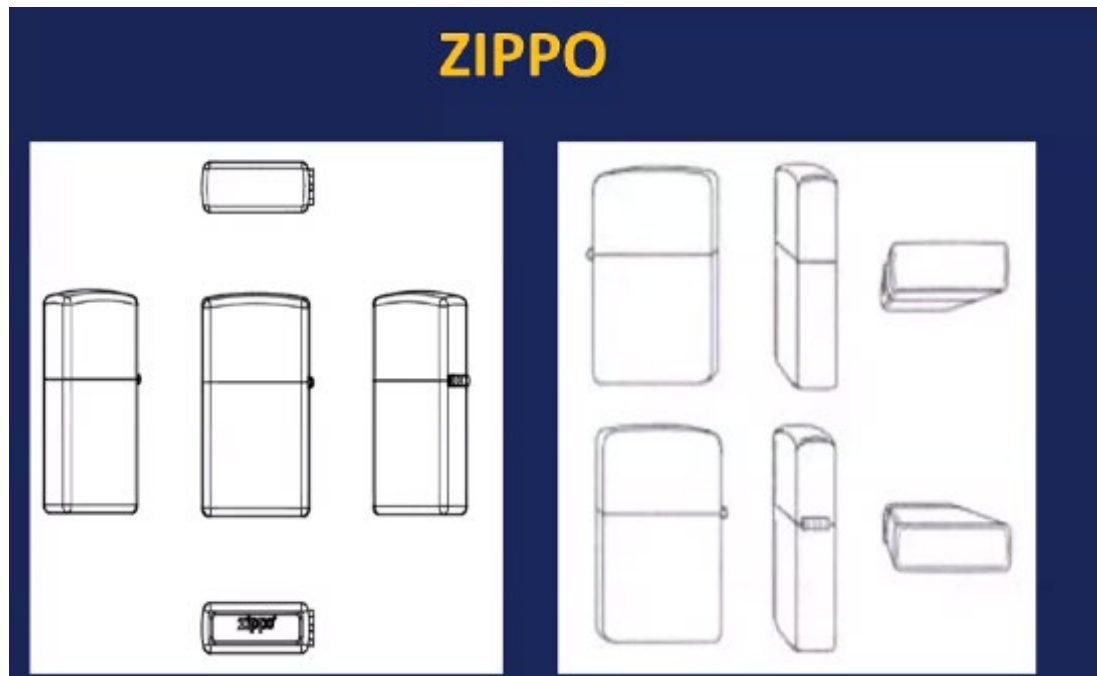
- 識別可能な単語要素(MARJAN)を含む一般的な瓶の形状



4 商標の保護対象

■ 立体商標

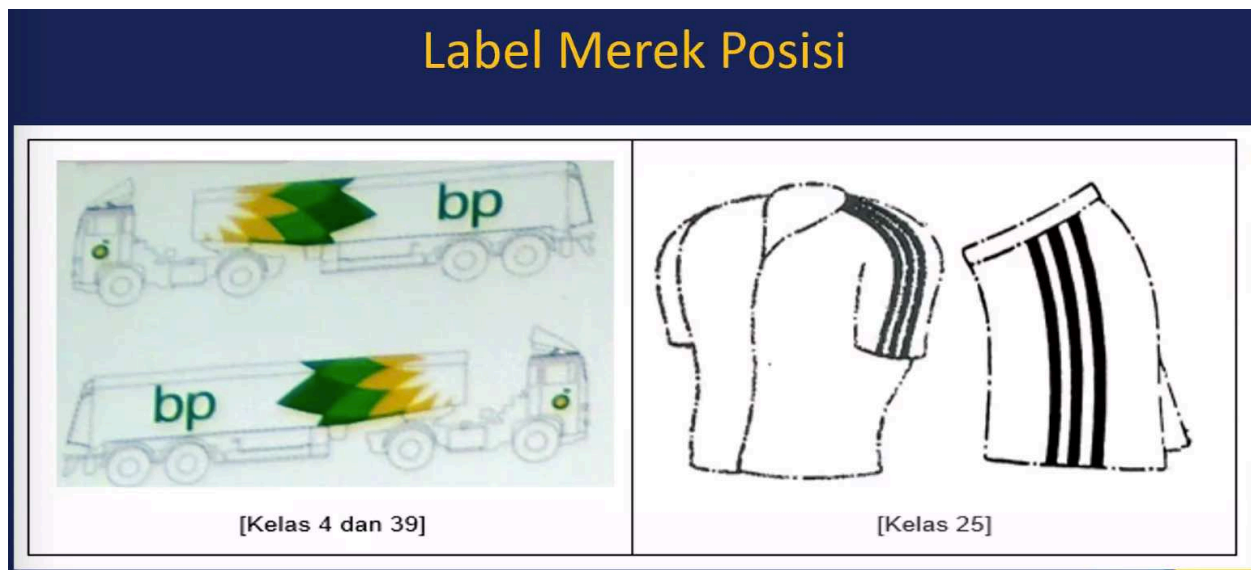
- 識別可能な単語要素(ZIPPO)を含む一般的なライターの形状



4 商標の保護対象

■ 立体商標

- 標章の表示位置も、立体商標の内容となる。出願人は、出願時に、標章の説明欄で表示位置の説明を記載しなければならない。立体商標としての標章の表示位置の例として、以下のAdidasの3本線の標章やBritish Petroleumのロゴがある。



4 商標の保護対象

■ ホログラム商標

- ホログラム商標の出願に当たって、出願人は、標章の説明欄に異なる視点から見た場合の標章の表示を記載しなければならない。以下は、商標局によって認められたホログラム商標の例である。



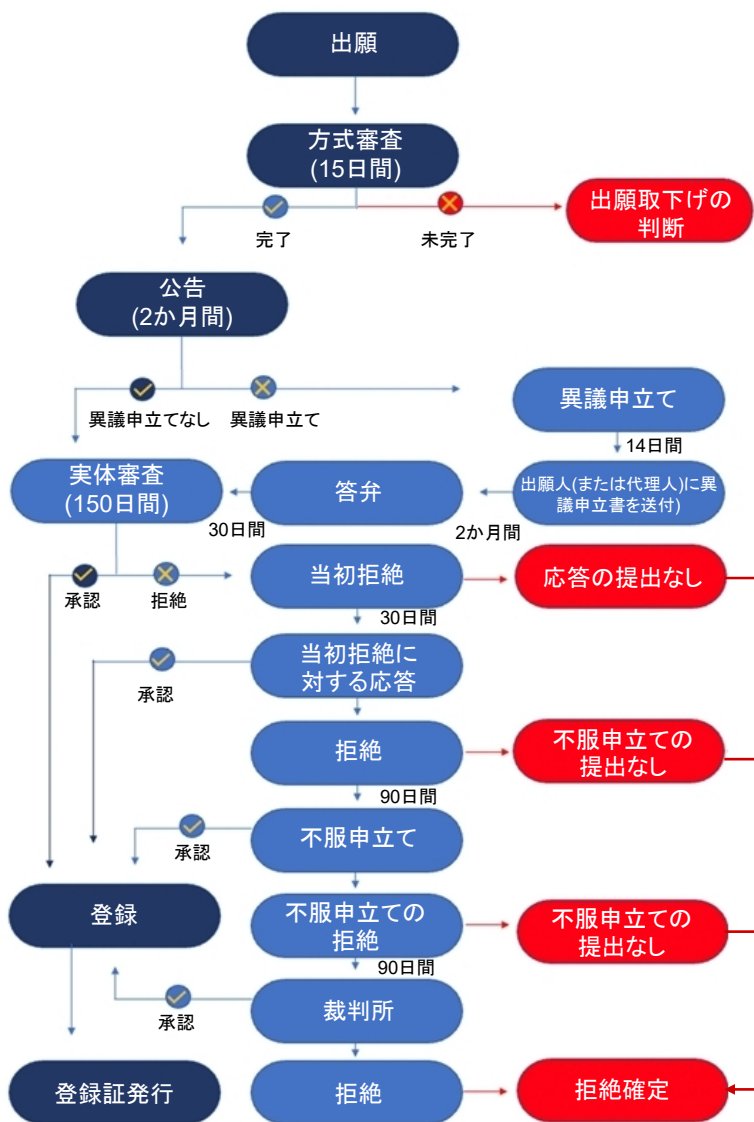
■ 音声商標

- 標章に歌詞が含まれている場合、その歌詞を標章の表示に含める必要がある。これらの情報は、出願時に標章の説明の欄で記載しなければならない。以下は、商標局により認められた音声標章の例である。

Label Merek Suara

		
<p>[Kelas 12]</p> <p>Deskripsi:</p> <p>Merek suara ini digunakan untuk suara jingle. Motifnya terdiri dari urutan enam not di kunci C# minor. Notnya adalah sebagai berikut: G# A E D# F# C#. Suara terdiri dari dua kelompok berisi tiga nada, keduanya dengan menggunakan pitch. Setiap kelompok diawali dengan dua dari enam belas not, diikuti oleh not kedelapan untuk kelompok pertama dan selang not untuk kelompok kedua. Not yang ditekankan dari leitmotif membentuk jarak antara nada yang satu ke nada yang lainnya (interval) mayor keenam: mulai dari E sampai C# - interval yang bright (dimainkan dengan gembira), friendly (ramah telinga) dan warm (seimbang frekuensinya). Motif tersebut dimainkan pada sebuah piano forte yang suaranya telah dirancang sedemikian rupa sehingga terdengar sedikit tidak sesuai. Motif tersebut ditemani dengan suara tambahan yang lembut di nada F# minor yang memberikan rasa elegan yang sensual. Motif tersebut didahului dengan motif-piano sementara meningkatkan intensitasnya ke bagian akhir dari suara jingle.</p>	<p>[Kelas 35]</p> <p>Deskripsi:</p> <p>Merek suara "Jingle Matahan" berdurasi 5 detik. - Dimulai dari nada "sol" dan di akhiri dengan nada "do"</p>	<p>[Kelas 5 dan 10]</p> <p>Deskripsi:</p> <p>Merek terdiri dari kata "HISAMITSU" yang dinyanyikan terhadap suara empat nada musikal E, A, E dan F tajam. Tiga not pertama merupakan not seperdelapan dan not terakhir merupakan not seperdelapan dan not seperdua yang terikat.</p>

5 審査フロー



6 方式要件

- 出願に必要な書類
願書、商標見本、宣誓書など

以下の書類を提出することで、出願日が認定される。

- 願書
- 商標見本
- 手数料の支払い証明書

方式審査段階において、商標局は、必要書類が提出されたか、必要書類の方式要件が充足しているか審査する。方式要件を充足していない場合、商標局は、その旨を出願人に通知する。

出願人は通知送達日から2か月以内に当該通知に応答することができる(商標法11条)。

7 指定商品・役務

インドネシアはニース協定の締約国ではないが、商標局は、ニース分類第11版を採用している。

出願人は、商標局のデータベースに登録されている商品・役務表示のみを指定して、出願することができる。

なお、最近のプラクティスの変更により、商標局は、以下のいずれかに該当する商品・役務に限りデータベースに追加することを予定している。

- MGS(Madrid Goods and Services Manager)では認められているが、インドネシアの電子出願システムにはまだ含まれていない商品・役務
- インドネシアの伝統的な商品および役務
- 優先権の基礎とする出願に含まれる商品および役務

8 絶対的拒絶理由の審査

商標法は、識別性がなく、特徴がない商標は登録を認めることができず、商標が、線もしくは終止符などあまりにも単純である場合、または複雑すぎて明確性を欠く場合は、識別性がないとみなされるため、登録を認めることができないと定めている。

- 識別力を欠くとして商標局から拒絶された商標出願例

「INSTANT BOND」(文字)	第1類: Adhesives for use in industry and construction, adhesives for billposting, adhesives for paperhanging, adhesives for wall tiles, chemicals (industrial) 第16類: Adhesives for stationery and household use
「EPOXY BOND」(文字)	第1類: Adhesives for use in industry and construction, adhesives for billposting, adhesives for paperhanging, adhesives for wall tiles, chemicals (industrial) 第16類: Adhesives for stationery and household use
「 <i>Best Mart</i> 」 (BEST MART)	第35類: mini-market services; etc.
「 <i>International Standard Academy</i> 」 (INTERNATIONAL STANDARD ACADEMY)	第41類: education services

9 相対的拒絶理由の審査

商標法は、以下に該当する商標は登録を認めることができないと規定している。

- ① 類似の商品・役務を対象として先行登録された第三者の商標または先行出願された第三者の商標と類似しているもの
- ② 類似の商品・役務を対象とする第三者の周知商標と類似しているもの
- ③ 非類似の商品・役務を対象とする第三者の周知商標と、一定の基準に鑑みて類似しているもの
- ④ 登録済みの地理的表示と類似しているもの
- ⑤ 著名人、写真、または第三者に帰属する法人の名称を構成するか、またはそれらに類似するもの(権利保有者の書面同意がある場合はこの限りではない。)
- ⑥ 国家、国内機関または国際機関の名称、略称、旗章、紋章、記号または記章を模倣し、またはそれらと類似するもの(監督官庁の書面同意がある場合はこの限りではない。)
- ⑦ 国家または政府機関が使用する公的な標識、印章または公印を模倣し、またはそれらと類似するもの(監督官庁の書面同意がある場合はこの限りではない。)

9 相対的拒絶理由の審査

- 先行商標との類似性を理由として、拒絶に至った例

出願商標	先行商標
 <p>第43類: Restaurant ; Café ; Places to eat who serves snacks</p>	 <p>第43類: Restaurants; self-service restaurant; tea shop; fast food restaurants; cafeteria; café; bar services; great place to eat; provide snacks can move around; the café provide food and drink; food catering and drink.</p>
 <p>第25類: clothes and clothing made of leather, namely; dress suit, sewing suit, dress, skirt, trousers, clothes jeans, pants, loose clothes (frock), short coats, sweaters, etc.</p>	 <p>第25類: Clothes, trousers; jeans, children's clothing, Bretel, T-shirts, slings, clothes muslim, headscarf, tie, footwear, coat</p>
 <p>第30類</p>	 <p>第29類、第30類、第32類、第43類</p>

■ 商標出願に対する異議申立て

- 公開された商標出願に対する異議の申立ては、当該出願が直接出願、マドプロ出願のいずれであるかにかかわらず、2か月間の公告期間中にいかなる当事者も提起することができる。
- いずれの場合も、申立ての理由として、出願商標が商標法に基づき登録不可、または拒絶されることを示す証拠に基づいた十分な理由があることが必要である。
- 実務的には、出願商標に対する異議申立ての根拠が、(i)類似の商品・役務についての先行登録商標との類似性または(ii)悪意の存在である場合には、商標局が異議申立てを受理する可能性が比較的高くなる。

■ 無効取消請求

- 登録商標の無効取消請求は、商標法20条および21条に規定された理由(絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由)に基づいて、利害関係人が提起することができる。
- 利害関係を確立するための最も一般的な方法は、新たな商標登録出願を行うことである。
- 無効取消請求は、登録商標の保有者を相手方として、商事裁判所に提起する。無効取消請求を提起できる期間は、商標の登録日から5年間であるが、悪意の場合や公の秩序に反する場合などには、無期限で提起することが可能である。
- 立証責任は請求者が負い、公判前の証拠開示手続きは存在しない。

10 異議申立て、無効取消、不使用取消制度

■ 不使用取消請求

- 利害関係人は、商標が登録または最終使用から連続して3年間使用されていない場合は、商事裁判所に対して、登録商標の取消を求めることができる。
- 無効取消請求と同様に、不使用取消請求も正式な裁判手続となる。商標の不使用には、商標がその登録様式に従って使用されていない場合が含まれると考えられる。
- 無効取消請求と同様に、取消理由の立証責任は原告が負い、公判前の証拠開示手続は存在しない。

11 登録後の注意事項

- 登録された形態に準拠した使用(不使用取消リスクの回避)
- 登録者情報等の変更登録
- 登録更新
- ライセンスの登録(義務ではないが第三者対抗要件とされている)
- 「®」および「TM」記号の使用について定めた法令は存在しない

12 エンフォースメント

■ 民事上および刑事上の商標侵害訴訟

- インドネシアにおける登録商標と同一のまたは類似した商標を、登録された商品または役務において故意に使用することは、刑事上の商標権侵害を構成する。商標権侵害に対する刑事罰は、5年以下の懲役および/または20億ルピア以下の罰金である。商標権者は、通常、当局が摘発を行う前に、自身がインドネシアにおいて商標を使用していることを証明する必要がある。
- インドネシアで登録された商標と全体的かつ原則的に同一のまたは類似する商標の使用は、民事上の商標権侵害を構成する。民事的な救済措置としては、損害賠償請求および差止請求、または仮差止命令の申立てが規定されている。

12 エンフォースメント

- 税関およびオンラインプラットフォームにおけるエンフォースメント
 - インドネシアに住所を有する事業体を通じて商標を登録している商標権者は、「CEISA」(customer.beacukai.go.id)と呼ばれる電子出願システムにより税関総局に商標権の登録を行うことができる。税関は、インドネシアの関税地域における侵害の疑いのある輸出入活動に関する評価および監視を行い、被疑侵害品を発見した場合は、登録された商標権者に通知を行う。
 - 電子商取引に関しては、ユーザー生成コンテンツによるプラットフォーム・プロバイダおよびeコマース・マーチャントの制限および責任に関する通信情報技術大臣の通達2016年第5号が、オンライン・プラットフォーム・プロバイダに対する義務(知的財産権侵害に関する報告処理義務等)を定めている。

12 エンフォースメント

■ 未登録商標に関するエンフォースメント

- 未登録の周知商標を従前使用している者は、他社による商標出願や登録商標に対して、悪意による周知商標の模倣を理由に、異議申立てや無効取消請求を行い得る。
- ただし、申立人のインドネシアにおける当該商標に関する利害関係(申立人が当該商標についてインドネシアで保護されるべき利益を有していること)を確立するために、まずインドネシアにおいて当該周知商標の登録出願をすることが推奨される。
- 日系企業の未登録周知商標について第三者出願の取消請求が認められた裁判例も存在する(SUPER MARIO BROS商標事件)。

13 知財庁が提供するオンラインツール

■ 商標局オンラインデータベース

- 商標局は、内部データベースおよび外部向けに公開されているオンラインデータベースの2種類のデータベースを有する。公開されている商標局オンラインデータベースは、リアルタイムの適切な更新が行われていない。外部向けデータベースは詳細なものではなく週に1回手動で更新される。

■ 知財総局電子出願システム

- Teman Kita電子出願システムは、当該システムに登録されているインドネシアの知的財産コンサルタントによってアクセス可能である。在外の出願人は、商標登録出願を行うために、署名された委任状および所有権宣言書を有する現地の知的財産コンサルタントを起用する必要がある。

14 料金

種類	料金	備考
出願		
商標登録出願に関連するもの	1,800,000ルピア (約139米ドル/約14,500円)	1クラス当たり
マドプロ出願に関連するもの	144スイスフラン (約135米ドル/約18,000円)	1クラス当たり
国際商標から国内商標への商標転換	2,000,000ルピア (約154米ドル/約16,000円)	1クラス当たり
国内商標から国際商標への商標転換	1,000,000ルピア (約77米ドル/約8,000円)	1クラス当たり
マドプロ出願の管理手数料 (インドネシア産品)	500,000ルピア (約39米ドル/約4,000円)	1出願当たり

14 料金

種類	料金	備考
更新		
商標の更新申請に関連するもの	2,250,000ルピア (約174米ドル/約18,000円)	1クラス当たり
猶予期間内の商標の更新申請に関連するもの	4,500,000ルピア (約347米ドル/約36,000円)	1クラス当たり
国際商標登録の更新申請に関連するもの	180スイスフラン (約168米ドル/約22,500円)	1クラス当たり
猶予期間内の国際商標登録の更新申請に関連するもの	360スイスフラン (約336米ドル/約45,000円)	1クラス当たり
不服申立て		
商標審判委員会への不服申立てに関連するもの	3,000,000ルピア (約231米ドル/約24,000円)	1出願当たり

14 料金

種類	料金	備考
異議申立て		
商標異議申立てに関連するもの	1,000,000ルピア (約77米ドル/約8,000円)	1出願当たり
記録		
商標出願人の氏名もしくは名称および/または住所の変更の記録	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1出願番号当たり/1登録番号当たり
商標譲渡の記録	700,000ルピア (約54米ドル/約5,700円)	1出願番号当たり/1登録番号当たり
ライセンス契約の記録	1,000,000ルピア (約77米ドル/約8,000円)	1登録番号当たり
団体商標の使用条件の変更の記録	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1登録番号当たり
出願人の誤りによる商標出願の変更の記録	200,000ルピア (約16米ドル/約1,600円)	1出願当たり
出願人の誤りによる登録商標の変更の記録	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1登録番号当たり

14 料金

種類	料金	備考
その他		
登録商標の登録取消	200,000ルピア (約16米ドル/約1,600円)	1登録番号当たり
ライセンス契約の記録の引証の取得	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1登録番号当たり
商標の引証の取得	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1登録番号当たり
商標更新供述書の取得	200,000ルピア (約16米ドル/約1,600円)	1登録番号当たり
商品・役務分類供述書の取得	200,000ルピア (約16米ドル/約1,600円)	1出願当たり、1クラス当たり
商品・役務分類類似性供述書の取得	200,000ルピア (約16米ドル/約1,600円)	1出願当たり、1クラス当たり
商標優先権証明書取得	300,000ルピア (約24米ドル/約2,400円)	1出願当たり

西村あさひ法律事務所

〒100-8124

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

電話 03-6250-6200 (代表)

FAX 03-6250-7200